

成年後見制度利用促進会議の設置について

平成 30 年 6 月 21 日

関係省庁申合せ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議（以下「促進会議」という。）を設置する。

1. 組織

（1）促進会議は次に掲げる者をもって構成する。

法務大臣

厚生労働大臣

総務大臣

（2）促進会議は必要があると認めるときは、構成員以外の関係府省その他の関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

2. 意見聴取

関係府省は、関係府省間の調整を行うに際しては、促進法第 13 条第 2 項に基づく成年後見制度利用促進専門家会議の意見を聴くものとする。

3. 幹事会

促進会議を補佐するため、関係府省の局長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

4. 庶務

促進会議の庶務は、関係府省の協力を得て、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室において処理する。

5. 促進会議の開催

促進会議は構成員の要請に応じて開催する。

6. 雑則

前各号に定めるもののほか、促進会議に関し必要な事項は促進会議において定める。

(別紙)

成年後見制度利用促進会議幹事会の開催について

1. 成年後見制度利用促進会議を補佐するため、成年後見制度利用促進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、幹事会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
 - 法務省民事局長
 - 厚生労働省社会・援護局長
 - 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 - 厚生労働省老健局長
 - 総務省大臣官房総括審議官
3. 幹事会の庶務は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は幹事会において定める。